

# グリーン電力証書スポット利用規約

本規約では、お客さまが企画・運営するイベント等（以下「本イベント」といいます）にて使用する電力相当量について、日本自然エネルギー株式会社（以下「当社」といいます）がグリーン電力証書の発行等を行うときの条件を定めます。

## 第1条 定義

- 「環境価値」とは、自然エネルギー発電の持つ二酸化炭素排出量削減・化石燃料消費削減等の環境改善価値をいいます。
- 「グリーン電力証書」とは、第三者機関（一般財団法人日本品質保証機構。以下、「認証機関」といいます）の認証を受けた、発電電力量、発電期間、発電方法、証書発行事業者名等を記載した証書をいいます。
- 『「Green Power」マーク』（以下、「マーク」といいます）とは、お客さまが環境価値およびグリーン電力証書の所有による環境改善の取り組みを表現するために使用する、当社が商標登録しているマークをいいます。

## 第2条 目的

当社は、お客さまのお申込みおよび当社の承諾により、環境価値の譲渡、グリーン電力証書の発行およびマークの使用権を貸与いたします。お客さまは本規約および当社が承諾した条件でマークを利用できるものとします。

## 第3条 契約の成立

お客さまには所定のお申込み手続きを行っていただきます。契約はお客さまのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。当社は承諾の旨を、お申込み内容を確認した書面（以下、「確認書」といいます）にてお知らせいたします。ご請求額およびマーク使用期間等の契約条件は確認書に記載するものとします。

## 第4条 お支払方法

当社は契約成立後、確認書に記載された請求額をお客さまに請求書をもって請求し、お客さまは当社が指定する日までに当社の指定する銀行口座に支払うものとします。なお、銀行口座支払いに伴う手数料については、お客さまの負担とします。

## 第5条 グリーン電力証書の所有に関する表現

お客さまは、所有するグリーン電力証書またはその環境価値について対外的に表現する場合は、認証機関が定める「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」（以下、「所有者ガイドライン」といいます）を遵守するものとします。また、契約期間中に認証機関により所有者ガイドラインが改定された場合には、当社は、お客さまに対しその内容を通知し、お客さまは、改定後の所有者ガイドラインを遵守するものとします。

## 第6条 マークの使用条件

お客さまは、当社が定める「Green Power」マークの使用ガイドラインに基づき、マークを使用できるものとします。なお、マークの使用にあたっては、お客さまは以下の条件に同意するものとします。

- お客さまは自己の責任と費用負担のもとにマークを使用するものとします。
- お客さまは確認書に記載された契約期間内でマークを使用できるものといたします。
- 使用目的は、本イベントに関するパンフレット、ホームページ、看板・ポスター等による本イベントでのグリーン電力利用に関する広報・宣伝に限るものとします。
- マークを使用する際は、マークの使用状況（媒体等）を当社へ事前に報告するものとします。
- 当社は、お客さまからの報告に基づき、当社のホームページ等でお客さまのマーク使用状況およびグリーン電力証書の契約・交付状況を公表できるものとします。
- マークを使用する際は、「本イベントで使用する電力 1,000kWh は、自然エネルギーによるグリーン電力を利用します。」のような説明文を、必ずマークに付随させるものとします。

## 第7条 譲渡等の禁止

お客さまは、原則的にグリーン電力証書を本イベント以外へ割り当てることや第三者に譲渡することはできないものとします。ただし、当社が許可した場合はこの限りではありません。

## 第8条 協議

その他契約に関し生じた疑義については、両当事者間で誠意を持って協議の上、決定するものとします。

## 第9条 本規約の変更

当社は、民法の規定にもとづき、本利用規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の利用規約によります。なお、変更時には、変更後の本規約実施期日までに相当な期間をおいて、変更後の本規約の内容を当社ホームページによりお客様にお知らせいたします。

以上

2018年 4月1日制定

2020年10月1日改定